

横浜市の給付対象施設・事業所代表者各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

【横浜市児童分】令和 6 年人事院勧告に伴う差額について（通知）

日頃より、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

【横浜市児童分】令和 6 年人事院勧告に伴う差額（公定価格）（以下「人勧差額」という。）について、お知らせします。

1 当初請求について

人勧差額は、4 月分～3 月分まで、本市でまとめて計算するため、**当初請求は、3 月分まで、人勧前の単価**（以下「旧単価」という）**でのご請求ください。**人勧後の単価（以下「新単価」という）での請求はできません。
5 月初旬ごろに、本市から人勧差額及び請求書（案）を通知します。

2 算出方法について

本市からご案内する人勧差額は、**請求済の加算内容【旧単価】**と、**請求済の加算内容【新単価】**の差額です。処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）及び処遇改善等加算Ⅰの加算率が関わる加算と、その他の加算で算出方法が異なります。

（１）処遇改善等加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）及び加算率が関わる加算について

対象月のうち、**最新月の加算率等（※）が、通年を通して適用されます。**年度途中で、本市に請求する加算率が変わった場合（例：5 月までは暫定値、6 月からは確定値）、過誤再請求が済んでいないと、**下図【パターン 1】**、過誤再請求が済んでいると、**下図【パターン 2】**で、算出されます。純粋な人勧差額の通知が必要な場合（パターン 2）は、**3 月 12 日（水）までに**過誤再請求の書類を提出してください。

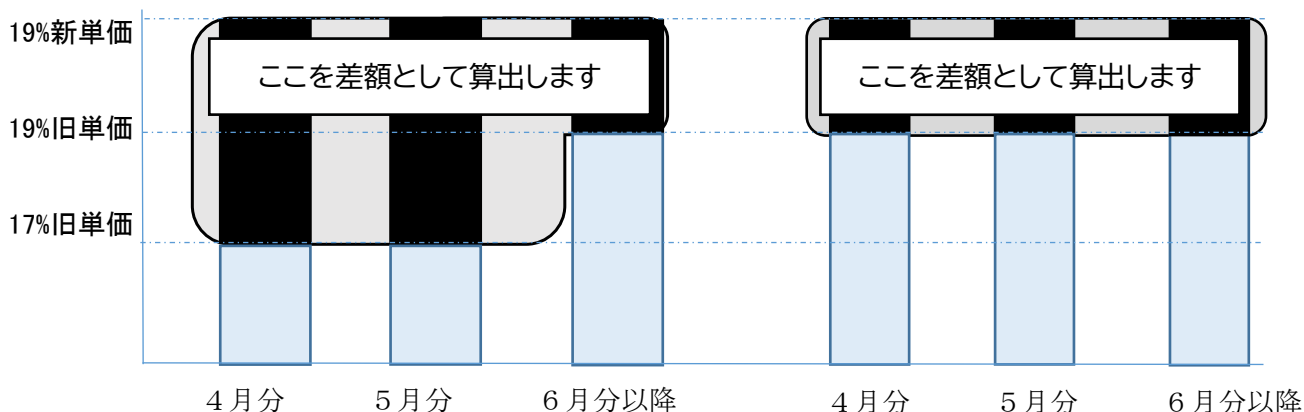
※処遇改善等加算Ⅰは加算率、処遇改善等加算Ⅱは加算対象職員数（人数 A 人数 B）、処遇改善等加算Ⅲは算定対象人数

【パターン 1】

令和 6 年 4 月～5 月分を 17%
6 月分以降を 19%として請求していた場合

【パターン 2】

年間を通じて 19%で請求していた場合

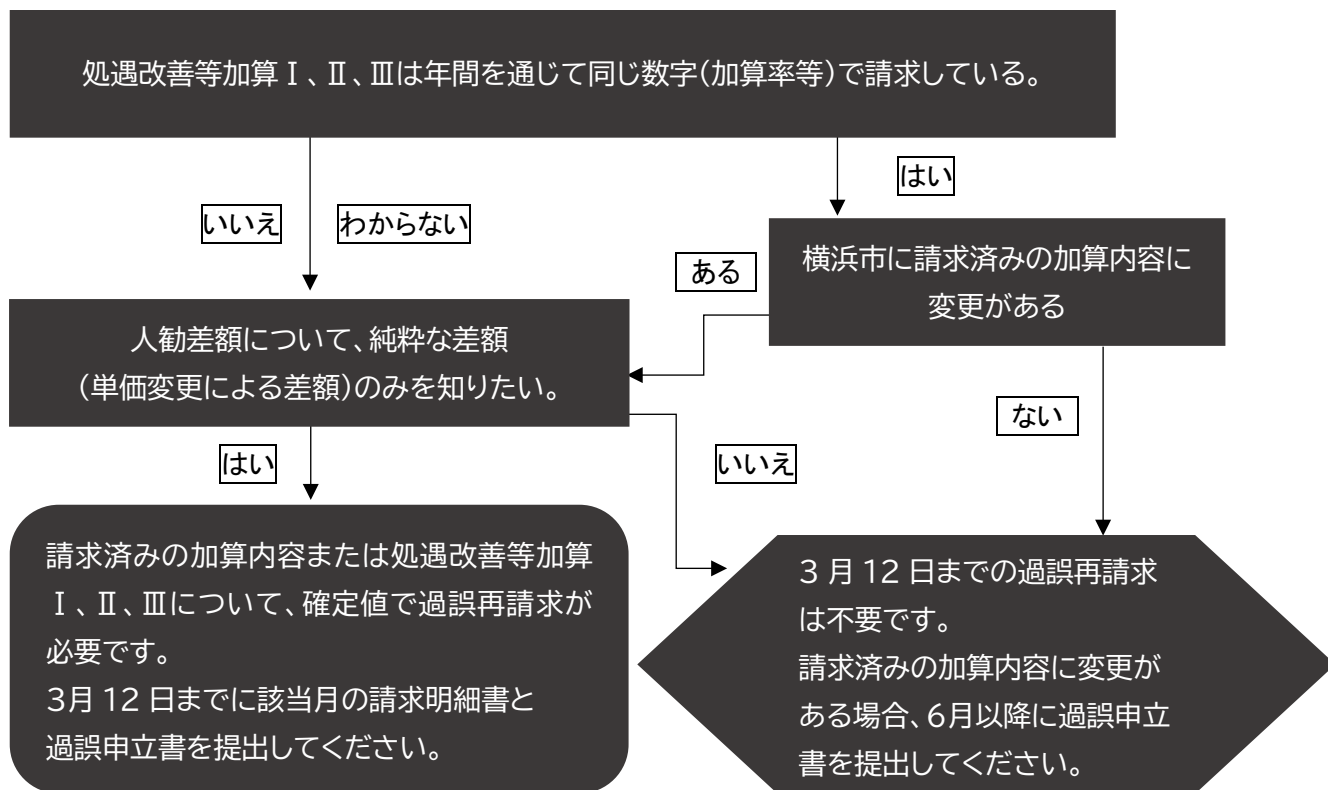


(2) 処遇改善等加算以外の加算について

請求済の加算内容【旧単価】と、**請求済の加算内容【新単価】**の差額です。請求済の加算内容に変更があった場合、過誤再請求が済んでいないと、変更前の加算内容で人勧差額が計算されます。

3 今後の手続きについて

以下のフローチャートに沿って、必要な手続きをお願いします。



4 スケジュール(予定)

3月12日	【施設→横浜市】	請求明細書と過誤申立書を提出（過誤がある場合）
4月5日	【施設→横浜市】	3月分の請求があれば請求明細書を提出
4月末まで	【横浜市→施設】	過誤請求分及び3月分の給付費等を支払
5月初旬	【横浜市→施設】	人勧差額の金額を通知 請求書（案）を横浜市が作成し、各施設宛に送付
5月中旬	【施設→横浜市】	人勧差額の請求書を提出
5月末	【横浜市→施設】	人勧差額の支払

5 問い合わせ先

請求明細書等の作成方法については、横浜市コールセンターまでお問い合わせください。

横浜市コールセンター

☎ 045-3445-6107

※受付時間 平日午前10時から午後4時まで

【担当】横浜市こども青少年局

保育・教育給付課市外施設給付担当

電話：045-671-0206

Mail：kd-sgkyufu@city.yokohama.lg.jp